



議会だより

No. 208
令和2年2月

令和元年 第4回定例会 七飯町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を可決

令和元年第4回定例会は、12月11日に招集され、会期を13日までの3日間と決め、開催されました。

令和元年度一般会計補正予算、条例の改正など議案13件を審議しました。

一般質問では6人の議員が質問に立ち、町政に対する理事者の考えを質したほか、総務財政常任委員会より付

託事件の報告書、総務財政常任委員会、民生文教常任委員会、経済産業常任委員会より行政視察に係る所管事務調査の報告書の提出がありました。

また、議員提出議案として、国、関係機関へ要請する意見書2件を審議し、原案のとおり可決されました。

審議結果

区 分	結果	番 号	議 件 名 等	継続審査・調査・その他
議 案	条例制定	◎ 議案第46号	七飯町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	総務財政常任委員会報告
	条例改正	◎ 議案第47号	地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	総務財政常任委員会報告
		付託 議案第64号	七飯町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	経済産業常任委員会に付託
		◎ 議案第65号	七飯町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	
		◎ 議案第66号	七飯町学校設置条例の一部改正について	
	その他	◎ 議案第67号	七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について〔七飯町パークゴルフ場七飯コース、大中山コース〕	
		◎ 議案第68号	七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について〔屋内ゲートボール場すずらんコート、ひまわりコート〕	
		◎ 議案第69号	七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について〔七飯町大沼国際交流プラザ〕	
	補正予算	◎ 議案第70号	七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について〔道の駅なないろ・ななえ〕	
		◎ 議案第71号	令和元年度七飯町一般会計補正予算（第8号）	
		◎ 議案第72号	令和元年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	
		◎ 議案第73号	令和元年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	
		◎ 議案第74号	令和元年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第4号）	
◎ 議案第75号		令和元年度七飯町下水道事業特別会計補正予算（第2号）		
意見書等	◎ 議案第76号	令和元年度七飯町水道事業会計補正予算（第2号）		
	◎ 発議案第11号	「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書		
◎ 発議案第12号	◎ 発議案第12号	日米貿易協定に関する意見書		
	そ の 他	報告済	各常任委員会報告	
報告済		出納検査報告		
承認		閉会中の委員会活動の承認について		

◎＝全員一致で可決 ○＝賛成多数で可決 ●＝賛成少数で否決 ×＝賛成なしで否決

増やそう資源！

主な内容

- 審議して決まったこと……………P.20
- 監査報告……………P.21
- 議案審査の結果報告……………P.21
- 一般質問……………P.23
- 総務財政常任委員会報告……………P.26
- 民生文教常任委員会報告……………P.26
- 経済産業常任委員会報告……………P.28
- 議員出席状況……………P.29

審議して決まったこと

条例制定

◆七飯町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定

総務財政常任委員会より審査結果の報告書が提出され、原案のとおり可決した。

令和2年4月1日施行
(報告書は21ページに掲載)

条例改正

◆地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

総務財政常任委員会より審査結果の報告書が提出され、原案のとおり可決した。

令和2年4月1日施行
(報告書は21ページに掲載)

◆七飯町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定

七飯町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、慎重を期すため、経済産業常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とした。

案に審所委をう。議の容審をう。詳細の内容を議案として付託する。議案の審議に付託する。議案の審議に付託する。議案の審議に付託する。

用語の解説 委員会付託

◆七飯町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正
成年被後見人における印鑑登録を可能とする規定の整備を行うための改正

令和元年12月14日施行

◆七飯町学校設置条例の一部改正
大沼小学校、大沼小学校、鈴蘭谷分校、軍川小学校、東大沼小学校及び大沼中学校、大沼中学校鈴蘭谷分校を削り、義務教育学校の名称及び位置を定める改正

令和2年4月1日施行

補正予算

◆令和元年度七飯町一般会計補正予算(第8号)

本町上台団地長寿命化改修工事等により、歳入歳出

それぞれ1億8千914万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を118億8千997万3千円とした。

◆令和元年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

国民健康保険システム改修等により、歳入歳出それぞれ30万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億8千100万7千円とした。

◆令和元年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

北海道後期高齢者医療広域連合負担金の確定により、歳入歳出それぞれ325万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億2千26万3千円とした。

◆令和元年度七飯町介護保険特別会計補正予算(第4号)

介護保険サービス各種利用者が増減及び地域支援事業利用者の増加等により、歳入歳出それぞれ3千353万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億119万9千円とした。

◆令和元年度七飯町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

函館湾流域下水道事務組合負担金の増加等により、歳入歳出それぞれ116万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億330万円とした。

◆令和元年度七飯町水道事業会計補正予算(第2号)

水道大沼公園線改良工事に伴う水道管移設実施設計等により、収益的支出を70万円追加し、総額を4億8千170万円、資本的収入を220万円追加し、総額を2億1千520万円、資本的支出を230万円追加し、総額を3億9千630万円とした。

その他

◆七飯町公の施設に係る指定管理者の指定

▽公の施設の名称及び位置
①七飯町パークゴルフ場七飯コース
亀田郡七飯町本町2丁目140番地1
②七飯町パークゴルフ場大中山コース
亀田郡七飯町大川11丁目347番地1

▽指定管理者となるべき団体の住所、名称及び代表者
亀田郡七飯町鳴川1丁目6番18号
グリーンP・Gサービス株式会社
代表取締役 大森 章吾

令和2年4月1日から
令和5年3月31日まで

◆七飯町公の施設に係る指定管理者の指定

▽公の施設の名称及び位置
①屋内ゲートボール場ずらんコート
亀田郡七飯町本町2丁目96番地1
②屋内ゲートボール場ひまわりコート
亀田郡七飯町字大川387番地1

▽指定管理者となるべき団体の住所、名称及び代表者
亀田郡七飯町本町2丁目22番14号
ずらんコート利用者の会 会長 小林 規彦

令和2年4月1日から
令和5年3月31日まで

らんコート

▽指定管理者となるべき団体の住所、名称及び代表者
亀田郡七飯町字峠下380番地2
一般社団法人七飯町振興公社
代表理事 山川 俊郎

令和2年4月1日から
令和5年3月31日まで

◆閉会中の委員会活動の承認について

◆議員提出議案として意見書2件が可決され、要望事項として各関係機関及び各関係大臣に送付した

発議案

◆議員提出議案として意見書2件が可決され、要望事項として各関係機関及び各関係大臣に送付した

意見書

◎「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書
◎日米貿易協定に関する意見書

用語の解説

意見書

公の事件と見なされたものについて、地方公共団体の意思をめぐり、公共の利益をい。

令和元年第3回臨時会

10月21日

補正予算

◆令和元年度七飯町一般会計補正予算(第6号)

文化功労賞受賞者決定に伴い歳入歳出それぞれ26万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億76万6千円とした。

その他

◆大沼岳陽学校建築主体工事請負契約について

既存校舎棟の屋根下地腐食箇所の撤去及び新設のため設計変更により増額

▽契約金額

変更前3億4千100万円
変更後3億4千606万円

◆議員の派遣について

令和元年第4回臨時会

11月25日

条例改正

◆職員給与に関する条例の一部改正

令和元年人事院勧告に伴い、若年層の給料月額の設定及び勤勉手当の支給月数の増加による条例改正

公布の日、令和2年4月1日からそれぞれ施行

補正予算

◆令和元年度七飯町一般会計補正予算(第7号)

介護保険特別会計繰出金により、歳入歳出それぞれ6万円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億82万6千円とした。

◆令和元年度七飯町介護保険特別会計補正予算(第3号)

人事院勧告に伴う人件費の増額により、歳入歳出それぞれ7万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億6千766万5千円とした。

◆令和元年度七飯町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

人事院勧告に伴う人件費の増額により、歳入歳出そ

増やそうつ資源!

れぞれ13万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億23万5千円とした。

◆令和元年度七飯町水道事業会計補正予算(第1号)

人事院勧告に伴う人件費の増額により、収益的支出を200万円追加し、総額を4億8千100万円とした。

監査報告

例月出納検査

一般会計、各特別会計、水道事業会計、歳入歳出外会計及び各基金に係る現金、預金等の出納保管状況を次のとおり検査した。

令和元年8月分を
9月25日、26日、27日、30日

令和元年9月分を
10月24日、28日、29日

令和元年10月分を
11月26日、27日、28日、29日

検査結果

現金、預金等の金額並びに提出された収支計算書その他の資料に記載された金額は、いずれも関係帳簿等の金額と一致し、計数上の誤りは認められなかった。

監査委員

永田 英利
神崎 和枝

議案審査の結果報告

令和元年9月12日第3回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された事件について、審査した結果を下記のとおり報告する。

総務 財政

1 事件名

(1) 議案第46号 七飯町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

(2) 議案第47号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

2 審査の経過

令和元年10月9日、21日、11月5日、14日、27日の5日間、委員会を開催し、総務部長、総務財政課長の出席を求め、審査を行った。

3 決定及び理由

(1) 議案第46号 七飯町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
ア 決定 原案可決
イ 理由

当委員会に付託された議案第46号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律

第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与(第4条・第11条)

第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与(第12条・第21条)

第4章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償(第22条・第23条)

第5章 雑則(第24条・第26条)

附則
第1章は、総則として、会計年度任用職員の定義等について定めている。

第2章は、フルタイム会計年度任用職員の給与について定めており、基本的な規定内容は、職員の給与に関する条例(昭和24年条例第7号)の規定と同様である。

第3章及び第4章は、パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めており、パートタイム会計年度任用職員の給料については、月額、日額、時間給と給料体系が様々であることから、これらの計算方法について定めているほか、通勤に係る費用弁償及び公務のための旅行に係る費用弁償について定めている。

なお、パートタイム会計年度任用職員とは、1週間当たりの勤務時間が正職員の勤務時間より短い会計年

表彰

町村議会議員として地方自治の振興発展に寄与し、その功績が認められ、次の方が表彰されました。

全国町村議会議長会表彰【議員30年以上】

畑 中 静 一 議員

度任用職員をいうものである。
第5章は、雑則規定を定めている。

附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行することを定めている。

委員からは、条例制定後の制度の運用方針について質疑があったところである。これに対し、町として現在考えている制度の運用としては、来年度については、現在より少ない勤務時間数によって採用を行うが、来年度中に、その職の業務内容等について改めて精査をし、その職に応じた勤務時間、勤務日数を割り出した上で、勤務条件等を見直していきたいとの回答であった。

以上のことを留意の上、条例の内容を審査したところ、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による会計年度任用職員制度の創設に伴う条例の制定であることから、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

なお、会計年度任用職員制度の運用に当たっては、今後の給与体系や勤務条件等について、在職している嘱託職員、臨時職員への周知を十分に行うとともに、運用方針が未定である箇所

が一部で見受けられるが、昨今の財政状況を踏まえた上で、慎重に定めることを望むものである。

また、今後の条例提案に当たっては、運用方針等の

細部まで十分な検討を行うた上で、提案するよう強く望むものである。

(2) 議案第47号 地方公務員法及び地方自治法の一部改

正に伴う関係条例の整備に
関する条例の制定について
ア 決定 原案可決
イ 理由

議案第46号においては会計年度任用職員の給与及び

会計年度任用職員制度移行に伴う概要

項目	臨時・嘱託職員（現状）		会計年度任用職員	
	臨時的任用職員	嘱託職員	フルタイム職員	パートタイム職員
(1) 任用	6か月	1年	一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職（再度の任用は可能）	
(2) 給料	賃金等単価一覧表による。北海道の最低賃金を参考に算出した独自表による	定数内職員（以下「正職員」という。）の給料表に準じた給与率により給料を支給	正職員と1週間の勤務時間が同一時間で勤務する者	勤務時間が正職員より1週間当たり1分でも短い時間で勤務する者
			正職員と同様に行政職給料表を適用し支給【給料】	月額、日額、時間給をフルタイム職員と同様に行政職給料表を適用し、月給、時間給の各算出方法により算出する。【報酬】
(3) 手当	昇給	昇格なし	2号俸昇給	1号俸昇給
	特殊勤務手当	○	○	○（報酬）
	通勤手当	○	○	○（費用弁償）
	時間外勤務手当	○	○	○（報酬）
	休日勤務手当	○	○	○（報酬）
	夜間勤務手当	○	○	○（報酬）
	宿直手当	○	○	○
(4) 年次有給休暇	6ヵ月につき5日	10日（勤続年数1年を増すごとに基準日数に1日加算。最大20日）	10日（勤続年数により最大6年間で10日加算）	10日間 1年間の勤務日数が217日以上で任用の日から6ヵ月継続勤務し全勤務日数の8割以上出勤の場合（勤続年数により最大6年間で10日間加算）
	・夏季休暇及び忌引き	・夏季休暇及び忌引き	フルタイム・パートタイム共通 ■有給 ・公民権行使 ・裁判員、証人、鑑定人、参考人等として出頭 ・災害による出勤困難 ・忌引き・法要 ・結婚 ・夏季休暇 ・産前産後、保育時間、妊娠疾病 ・介護休暇、生体移植のため ・病後休暇、生体移植のため	■無給 ・産前産後、保育時間、妊娠疾病 ・介護休暇、生体移植のため ・病後休暇、生体移植のため
(6) 旅費	正職員の規定に基づき1級の職務にある者の例により支給	正職員の規定に基づき2級の職務にある者の例により支給	旅費規定に基づき2級以下の職務にある者の例により支給	旅費規定に基づき2級以下の職務にある者の例により支給。費用弁償により支給
(7) 分限及び懲戒	正職員に準じ、懲戒のみ	正職員に準じ、分限及び懲戒	正職員に準ずる	正職員に準ずる
(8) 保険加入	社会保険	共済加入又は社会保険	共済加入又は社会保険	社会保険
(9) 退職手当組合加入	—	一部の職員で該当あり	1ヶ月18日(7時間45分/日)以上の勤務実績で引き続き12月を超える者	—

費用弁償について定められたところであるが、議案第47号においては会計年度任用職員制度の創設に伴い、関係する次の10本の条例の一部改正を整備条例として定めたいものである。

- ①七飯町職員定数条例（昭和24年公布）
 - ②七飯町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第42号）
 - ③職員の分限についての手続及び効果に関する条例（昭和26年条例第22号）
 - ④職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和26年条例第23号）
 - ⑤職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年条例第18号）
 - ⑥職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）
 - ⑦公益的法人等への七飯町職員の派遣等に関する条例（平成15年条例第36号）
 - ⑧職員の給与に関する条例（昭和24年条例第7号）
 - ⑨七飯町職員の旅費に関する条例（平成11年条例第25号）
 - ⑩企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和51年条例第15号）
- いずれの条例も会計年度任用職員制度の創設に伴う必要な改正が行われている。

以上のことを留意の上、条例の内容を審査したところ、いずれの条例も会計年度任用職員制度の創設に伴う条例改正であることから、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

令和2年定例会の開会予定

令和2年定例会の開会予定は、次のとおりとなっております。
本会議は、議場の傍聴席又は役場1階町民ギャラリーで傍聴することができます。

- 令和2年第1回定例会／令和2年 3月2日(月)～
- 令和2年第2回定例会／令和2年 6月9日(火)～
- 令和2年第3回定例会／令和2年 9月8日(火)～
- 令和2年第4回定例会／令和2年12月8日(火)～

※日程については、変更になる場合がございますので、ホームページをご覧ください。議会事務局へご確認願います。



【Q】災害発生時、「道の駅」の対応について

【A】事業者の協力を得られるよう検討したい

平松 俊一 議員

災害発生時、「道の駅」における対応策について

①「道の駅」は災害時の拠点として建設されたが、ハザードマップでは洪水時に道の駅部分は滞水することが予想される箇所として表記されているが大丈夫か。

②災害発生時、一時的に事業者に対応してもらえよう内閣官房国土強靱化推進室が行っている国土強靱化貢献団体の認証であるレジリエンス認証制度を取得してもらおう事等も考えられないか。

【情報防災課長】

①「道の駅」は災害時の情報発信場所、指定緊急避難場所として駐車場を指定しているが、建物は指定避難所に指定していない。

【町長】

②災害時に「道の駅」を運営している指定管理者、民間企業の協力を得るための認証制度が有効であるか検討したい。

【5歳児健診について】

平成16年に公布された発達障害者支援法は、発達障害の早期発見への留意が必要である旨定められた法律

で、当町は来年度より5歳児健診を実施し、乳幼児健診から小学校入学前の健診まで手厚い体制を整う。発達障害の可能性があった場合、発達を促すプログラムを実施しなければ健診の実施は意味が薄れる。そこで次の点について伺いたい。

①5歳児健診の実施に向けた準備状況について

②発達障害の可能性があった場合の具体的な対応について

③健診だけではなく相談窓口等を通して寄せられた案件について

④発達障害児に対する早期支援の受け皿について

【子育て健康支援課長】

①5歳児健診実施までに町内の保育所、幼稚園、子育て支援センター、保育士、栄養士計92名の関係者が発達支援研修を受講する予定で準備を進めている。また、将来的に支援の輪を拡充する必要がある場合などの取組については、関係者との協議を行い、更なる支援の可能性について考えていきたい。

②発達支援に関わる療育施設や医療機関等との円滑な情報共有を図れる体制、また、就学の際には学校現場へきめ細かな情報を引き継ぐことができるなど、支援体制の強化を目指していきたい。

③幼稚園教員、保育士からの情報提供における相談も想定しており、発達支援研修会の必要性を十分に捉えて支援強化の充実を図る。

④保健師、幼稚園教員、保育士が研修を通じて習得したプログラム支援、医療行為が必要な場合の関係機関との調整、あるいは療育施設との紹介や利用の促しなど、関係機関との連携を密にしながら対応する。

【学校教育課長】

②保護者が希望する場合は早い段階から、時間をかけて就学へ向けた相談を受け、指導計画の作成時には5歳児健診等の情報を引き継ぐことも可能である。

【教育長】

発達障害等には保護者の方が理解を示してくれると対処が早期に行え、子どもの将来に可能性を広げられる。そこが前提となる。

【Q】平成30年度は赤字解消が大幅に進んだが、今後の財政見通しについて

【A】次年度での赤字会計の解消を目指し、財源確保に努めたい

上野 武彦 議員

七飯町の国保会計は、平成26年度より赤字になり次年度から繰上充用をしてきたが、平成29年度より国保

税の増税を実施し、平成30年度より運営主体が北海道との共同経営へと転換されている。そこで、以下の点について伺いたい。

①七飯町は平成29年度より増税を実施しているが、増税による増収効果について

②平成30年度より、国保の運営主体が北海道との共同経営に転換されたが、療養諸費はどのように負担が変わったのか。

③七飯町の国保会計は平成30年度収納率が96.3%となり、道の示す標準保険料率より高くなったが、道からの優遇措置はあるのか。

④平成30年度国保会計の赤字解消が大幅に進んだが、今後の財政見通しについて

⑤国保会計の黒字化が大幅に進んだ場合、減税をすることを考えるか。

【住民課長】

①平成29年度収入額は前年度比3千349万9千171円。

5.43%の増収となっている。これは平成29年度の税制改正の増収効果である。

②平成29年度の療養諸費は国保会計の6割を占め、平成30年度では、ほぼ7割程度を占めている。療養諸費については、現在でも市町村で支払いをしており、支払った金額は全て後で保険給付金等交付金として道から交付されている。

③国と合わせて道から特別交付金として保険者努力支援分及び道繰入金として400万円程度交付されている。

④次年度内での赤字会計の解消を目指し、減少傾向にある被保険者数、道からの国保事業費納付金に対応しながら財源確保に努めてまいりたい。

⑤現在において大きな黒字化は見込めないが、国民健康保険法の改正の動向を含め、各年度の決算額と道の示す額を比較しながら考えてまいりたい。

【再質問】

①療養諸費は平成30年度いくらかかったのか。

【その他の質問事項】

「七飯町の町政運営について」

避難所(公共施設)のトイレには手すりが必要ではないか

超高齢化に向かい、トイレの手すりは重要と考えている

田村 敏 郎 議員

町の公式ホームページの防災関連の中で、七飯町避難場所一覧、七飯町防災マップ、七飯町地域防災計画、七飯町地域防災計画(資料編)等の図等が掲載されている。

これら防災関連情報は誰が見ても分かりやすく、避難時には混乱することなく安全で速やかな避難ができればならない。

そこで次の点について伺いたい。

①七飯町避難場所一覧では、福祉避難所6ヶ所あり、収容人員は164人としているが、福祉避難所の対象者はどういう範囲で、その状況把握はできているのか。

②内閣府は警戒レベル3で、避難に時間を要する人(高齢者、障害者、乳幼児等)とその支援者は市町村が発令する避難情報で避難開始となっているが、防災支援サービス、現在23ヶ所設置されている防災行政無線屋外拡声装置や広報車巡回等で十分に周知が図れるのか。

③福祉避難所の対象は、それぞれの特異性に応じた安全な避難方法や避難生活をしなければならないが、町としてどのように考えているのか。

④七飯町避難場所一覧、七飯町防災マップ、七飯町地域防災計画(資料編)等の文言や凡例等の表記を同じにできないか、また、対象とする異常な現象の種類アイコンや避難場所を示す為の多言語の対応を考えているのか。



【情報防災課長】

①災害対策基本法では要配慮者となっている。高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮の必要な者としており、名簿の作成が義務付けられている。

避難は、まず指定避難所に行き、そこから福祉避難所に移送することになる。避難行動が困難な者を個別に調査し、把握したい。

災害時に備えて町が保存する非常食品等について
備蓄量は、およそ5千食分。コンビニ等との防災協定も活用していく

若山 雅 行 議員

災害等に備えて備蓄している食料品等、いわゆる非常食の保管状況等について伺いたい。

①現在備蓄している非常食品等の種類とその種類ごとの賞味期限。

②種類ごとに異なる賞味期限等の管理方法。

③賞味期限を迎える非常食品等の処分方法。

④今後、追加を検討しているもの。

⑤賞味期限を迎える非常食品の活用として小・中学校で児童・生徒等に非常食の試食体験等の企画を検討できないか。

【情報防災課長】

①備蓄食料の種類は、アルファ化米、アレルギー対応のアルファ化米、サバイバルパン(乾パンより柔らかく普通のパンに近い)、チキンシチューとクラッカーのセット、野菜シチュー(25年保存可能な缶詰タイプ)、液体ミルク、飲料水(500mlのペットボトルで2千500本)。

②備蓄食料品を購入した際に数量や賞味期限を一覧表に整理し、計画的に不足がないように備蓄量を確保している。

なお、飲料水は、飲料メーカーとの災害協定・防災協定により、賞味期限前に飲料メーカーが更新してくれる仕組みとなっている。

③賞味期限を迎えるものは、町内会等を対象として実施している防災講演、駒ヶ岳の住民避難訓練や、今年度は、赤松街道の納涼祭で、来場者に対する防災に関するPRを兼ねて配布・消費しており、過去5年間に大量に廃棄処分を行ったものはない。

④現在、追加する検討はしていないが、様々なものが開発されており、より良いものがないかを検討しながら入れ替えをしていきたい。

⑤児童生徒に対する非常食の試食体験については、備蓄食料を単に試食するというのではなく、防災訓練や防災学習の一貫として取り組んで行こうと考えている。防災教育は重要である認識が高まっている。北海道では「1日防災学校」という児童生徒に対する防災教育事業を推進中で、町も今後積極的に取り組んで行く。今年度は、東大沼小学校の登山遠足時に町の防災担当が同行して登山をしながら駒ヶ岳噴火に対する防災の教育を行った。「1日防災学校」の実施については、来年度開校する大沼岳陽学校では非実施したいと考えている。

【再質問】

備蓄食料の備蓄量は、

【情報防災課長】

およそ5千食分。なお、町はコンビニやキヨスク等と「防災協定」を結んでおり、それらも活用しながら、不足なく活用していきたいと考えている。

【その他の質問事項】

「本年度9月に実施した『北海道駒ヶ岳火山噴火住民避難訓練』について」、「来年度(令和2年度)の予算編成について」

【Q】特殊詐欺の被害防止の取組について

【A】今後も警察等との連携のもと被害防止に取り組んでいく

澤出 明 宏 議員

いわゆる振り込め詐欺は、テレビ、新聞、警察広報等の啓発活動により、平成30年度では、認知件数・被害額ともに減少傾向にある。

一方でその手口については、裁判所を装った封書を送り付ける等の威圧的なものや、少額訴訟制度・督促制度を悪用するなど、無視した事で被害に遭うような巧妙化した手口も報告されるようになってきた。

高齢独居世帯の少なくない七飯町としても、被害の発生を未然に防止するため、徹底した啓発活動が必要であると考えるが、その取組について伺いたい。

【住民課長】七飯町内の過去5年間の被害認知件数は、平成30年の1件のみである。

被害防止の取組としては、広報ななえや町のホームページにおいて特殊詐欺についての定期的な注意喚起記事の掲載をしている。

また、これから年末に向かっては、歳末特別警戒活動において、振り込め詐欺被害防止対策の強化を重点

活動の目的に掲げ活動し、年金振込日には、町内金融機関において、チラシやグッズ配布等の啓発活動を展開するなど、町と警察が連携した防止対策を継続している。

今後も警察と連携し、高齢者のご家族にも注意を払っていただけるような啓発活動、被害の未然防止に取り組んでいく。

【再質問】コンプライアンスとは法令の遵守ということだが、消防の件に続き、今回は町職員の酒気帯び運転と、研修だけで再発を防止できるのか疑問である。管理責任を含めて、今後の再発防止を考えていくべきではないか。

【総務財政課長】町民からの信頼を失墜させる行為が起きることの無いよう、職員一人一人が襟を正し、組織としても法令遵守についての指導を徹底していく。



【公務員の不祥事に対する取組について】全国的に公務員の不祥事が多発しているが、町としてのコンプライアンス確立に向けた取組について伺いたい。

【総務財政課長】公務員の不祥事に対する

【その他の質問事項】「広聴制度について」

一般質問の原稿は、質問者が要約して掲載しています。

なお、詳細な質疑や答弁については会議録をご覧ください。

【Q】来年度から実施される小学校プログラミング教育について

【A】環境整備でのタブレット等、デジタル教科書の検討を含め、計画的な予算措置をしていく

川村 主 税 議員

来年度から実施される小学校プログラミング教育について、学校関係者は準備されていると思われるが、現在の取組状況等について、次の点を伺いたい。

①文部科学省の学習指導要領の内容（目的、指導等）について

②現在の各学校の取組状況について

【学校教育課長】

①来年度から実施される小学校の学習指導要領の中では、児童の情報活用能力の育成を図ることを目的とし、コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用した学習活動の充実を図ることとしている。

学習活動の取組に当たっては、特にどの教科と決まりはなく、横断的な視点に立ち各教科の特性に応じて児童がコンピューターで文字を入力するなどの情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動。また、プログラミングを体験しながらコンピューターに意図した処理を行わせる論理的な思考力を身に付けさせるための学習活動を実施

する事となっている。

②現在、校長会をはじめ、各学校の教務の先生方に集まってもらい、来年度からの取組について協議を行っている最中である。具体的な内容は決まっていないが、教科としては、算数、理科での実施と考えている。各教員のプログラミング教育への理解を深めるために、12月13日七重小学校において、プログラミング教育を題材とした地域連携研修会を開催し、今後どのように授業作りを進めていくかの課題についても研修する予定である。

【学校教育課長】

①算数であれば5年生、理科であれば6年生となると思われるが、学習指導要領では明示されていない。

②各学校に1クラス分の学習出来るタブレットは配備している。来年度から計画的にデジタル教科書を入れること想定をしていくが、ICTの補助事業「GIGAネットワーク構想」というのがあり、12月に文科省から新たな補助事業として発表があるので、こちらの活用を含めて計画的に予算措置を行ってまいりたい。

③校長会、各教務の先生と、教える教員の技術向上、ICT支援員の活用も含めた打ち合わせをしていく。

④論理的な思考力を身に付けさせるということであるので、特段の説明は考えていない。

【再々質問】

いつ頃までに、実施対象学年、科目を決めるのか。

【学校教育課長】

準備等もあるので、2月ぐらいには、固めていきたい。

25

常任委員会活動報告

【所管事務調査（要旨を掲載）】

総務 契約事務の一元化、効率化について

民生 小中学校における特色ある教育活動について

経済 道の駅の運営状況と観光振興について

総務 財政

行政視察調査事項

契約事務の効率化を図る

観点から、契約担当部署として係を設置している東京都西多摩郡瑞穂町、課を設置している神奈川県三浦市を行政視察先として訪問し、契約事務の一元化、効率化について調査を行った。

派遣期間

令和元年10月1日から
令和元年10月3日まで

瑞穂町における契約事務の状況

(1)企画部管財課契約係について

企画部管財課契約係は、現在は係長1名、係員1名の計2名が配置されている。契約係を設置するメリツトとしては、複数の課にまたがる契約を契約係が一括

(4)電子入札について
電子入札システムは、入札に参加するための競争入札参加資格申請の手続や公共工事、物品の調達などの入札に関する一連の手続を事業者のパソコンからインターネットを通じて行うことができるものである。



瑞穂町での視察状況

長1名、検査・検収担当課長1名、グループリーダー1名、係員2名の計5名が配置されている。

契約課を設置するメリツトとしては、他課に対する牽制機能が働くことや契約内容の不備の防止が図られることに加え、契約事務の効率化を図ることができていることが挙げられる。

(2)契約課と他課との事務分担について

契約・検査事務の取扱いを契約の項目及び金額ごとに、契約課が取り扱う事務と担当課が取り扱う事務を区分している。

(3)指名業者の選定について

指名競争入札を実施する場合の業者選定は、設計金額が50万円未満の契約であれば契約課において業者選定を行うが、50万円以上の契約については、契約事務審査委員会において業者選定を行っている。

(4)電子入札について

三浦市では、神奈川県のほか、県内29団体で構成する「かながわ電子入札共同システム」に参加している。

(1)総務部契約課について
総務部契約課は、契約課

の1、残りの2分の1を参加自治体が均等割、財政規模で按分しているため、安価な負担金でシステムを利用することができる。



三浦市での視察状況

入札システムの共同利用を行っていることや、指名業者の選定を委員会において行っていることが要因と考えられる。

七飯町において、契約事務の一元化を検討するに当たっては、北海道内では自治体が共同利用する電子入札システムの仕組みがないことから、電子入札システムを利用しない場合の運用について検討を行う必要がある。

そのため、契約担当部署を設置した場合に取り扱う事務の内容やそれに伴う職員の人員配置など、七飯町の実情に合った検討が必要であることから、他自治体での運用状況などを踏まえ、契約事務の一元化、効率化が検討事項となるよう望むものである。

民生 文教

行政視察調査事項

小中学校における特色ある教育活動について、千葉県市川市においては義務教育学校における特色ある教育活動、神奈川県足柄下郡箱根町においては、園・小・中分離型一貫教育にお

導入、小中学校の免許のある教員の確保等が挙げられていた。

■まとめ

市川市においては義務教育学校の9年間一貫教育、箱根町においては、園小中一貫(分離型)の12年教育を行っており、どちらも一貫教育を通して、地域への理解と愛着を深める教育を独自のカリキュラムとして展開している。地域を担っていく人材の育成と地域の良いところを知り、語り、発信していくことを、教育課程の特例の活用や既存の教科の中に取り入れ、保護者や地域住民の方の協力を得ながら、一貫教育についての理解を広めているとのことであった。

当町においても、令和2年4月には、道南初となる義務教育学校を開校し、地域教育となる「大沼学」の取組などを予定しているが、地域教育の一環として教員だけでなく保護者をはじめ、地域住民の方々と連携して、自分たちの地域の歴史や産業、自然環境などについて学ぶことができるような教育課程の編成を望む。

そして、特色ある教育課

程が、町全体の学校教育にも広がり、七飯町の子どもたちが、七飯の歴史、文化、伝統を受け継ぎ、七飯の郷土を愛し、貢献できる人を培う教育へとつながることを期待するものである。

経済産業

■行政視察調査事項

道の駅なないろ・ななえは、開業後1年を経過し、現在は入込客数も順調に推移している。今後、道の駅と観光振興をいかに結び付けていくかが課題であると考え、各種道の駅のランキングにおいて毎年上位にランクされている道の駅がある斜里郡斜里町、川上郡弟子屈町、本年度新たに道の駅を開業した勇払郡安平町を行政視察先として訪問し、道の駅の運営状況と観光振興について調査を行った。

■派遣期間

令和元年10月14日から令和元年10月17日まで

■斜里町における道の駅の運営状況と観光振興

(1)道の駅の運営コンセプト、運営方法について
道の駅うとろ・シリエトクのコンセプトとしては、

①世界遺産の国際観光地としての役割、②知床半島の玄関口としての役割、③知床半島の情報発信基地としての役割、④ウトロ地域振興のための拠点としての役割がある。
道の駅の運営方法は、指定管理となっており、「知床斜里町観光協会」を指定管理者として指定を行っている。



道の駅うとろ・シリエトク

(2)道の駅の人員体制、入込客数等について
道の駅の人員体制は、案内所に通年で3名、4月から10月までは更に1名、レストランは夏期約8名、冬期約4名、物販は夏期約8名、冬期約4名となっている。

入込客数は、平成30年度は約58万4千人が来場しており、知床観光を行う観光

客が道の駅に立ち寄り、休憩などを兼ねて情報収集を行っているのが特徴である。車中泊への対応については、夏場では、夜中も駐車場の8割以上が車中泊の来場者で埋まっており、洗濯などをする来場者、トイレで魚を捌いて排水に影響を及ぼす来場者などの問題がある。そのため、地元の警察とも協議の上、道の駅の職員で対応が難しい場合は、すぐに警察へ通報して対応をしている。

(3)観光客の誘致活動の状況について
観光客の誘致活動については消極的である。魅力が高まり、ブランド価値があれば、旅行雑誌や旅番組、SNS等による口コミで広がるという考えから、地域の魅力向上、ブランド価値向上に専念をしている。

また、自然型観光地という特色から、観光客の上限を設定している。



知床観光案内所

また、自然型観光地という特色から、観光客の上限を設定している。

■弟子屈町における道の駅の運営状況と観光振興

(1)道の駅の運営コンセプト、運営方法について
道の駅摩周温泉は、平成5年4月に全国103箇所道の駅の駅が正式登録となった際に、全国第1号の道の駅となった。現在の道の駅は、かつてヨーロッパ民芸館であった施設を譲り受け、平成23年7月に道の駅として開業している。

「てしかがの 魅力を伝え、人々が集うふれあいの里」を基本コンセプトとしており、観光案内、気象案内、道路情報、宿泊案内、各種体験メニューの紹介など、利用者からの相談に応じている。

道の駅の管理運営は、町の直営によって行われており、特産品直売所については行政財産使用料を徴収し、一般社団法人みちえき摩周直売会が運営をしている。

(2)道の駅の人員体制、入込客数等について
道の駅の人員体制は、町の臨時職員1名、インフォメーション2名(摩周湖観

車中泊への対応については、防犯カメラを設置するほか、8月に3台分のス

光協会に委託)、直売会が4名から9名の体制となっている。



道の駅摩周温泉

このほかに、特徴的な取組としては、外国人観光客への対応を札幌市の通訳と契約を結び、電話で連絡を取れる体制を取っており、外国語に対応している。



防犯カメラの設置を示した看板

車中泊への対応については、防犯カメラを設置するほか、8月に3台分のス

減らしたい！

増やそう資源!

ペースを使用し、14日間有料化の実験を行ったところ、稼働率は6割程度で、アンケートでは大半の利用者から有料化に対して肯定的な意見があった。

(3)観光客の誘致活動の状況について

東北海道の中心に位置していることから、周辺自治体やシーニックバイウェイとの連携による広域的な観光振興への取組や情報発信を行っているほか、町としてエコツーリズムへの取組を行っている。

■安平町における道の駅の運営状況と観光振興

(1)道の駅の運営コンセプト、運営方法について

道の駅あびらD51ステーションは、分散する地域資源(人、もの、文化等)を集結し、町の価値を高めること、都市と農村との往来やつながりを促し、交流人口を拡大すること、町の認知度を向上させることを目的として整備された。

農産物直売所における手数料については、年間の売上額が一定額以上の場合に手数料が減っていくという方式を採用している。



安平町での視察状況

車中泊への対応については、週末になると10台から20台程度が車中泊をしており、ゴミの投棄などの問題は発生していないが、トイレでの洗髪などで排水に影響を及ぼすことがある。

(2)道の駅の人員体制、入込客数等について
道の駅の人員体制は、道の駅運営推進員(非常勤特別職)1名、観光協会のコーナー責任者2名、パート職員22名、アルバイト6名の体制となっている。
本年4月の開業後、10月14日までに68万7千42人が来場し、当初想定していた年間32万人の来場者を大きく上回る盛況ぶりとなっている。

(3)道の駅に設置している鉄道車両について

道の駅に設置されている蒸気機関車「D51 320号機」は、昭和51年に現役を退いた車両で鉄道資料館において展示されていたものである。旧国鉄のOBで構成する団体により43年間にわたって整備されており、道の駅に鉄道資料館が移転したことに併せて移設している。



道の駅に設置されている蒸気機関車

また、平成30年3月をもって現役を退くこととなった「キハ183系」を、北海道鉄道観光資源研究会がクラウドファンディングによって資金調達し、JR北海道から購入して安平町に対して寄附を行っている。寄附を受けた車両は、蒸気機関車とともに道の駅に展示している。

■まとめ

道の駅のないろ・ななえは、開業から1年が経過し、現在は入込客数も順調に推移している。本年4月には、民間活力導入施設も開業し、両施設の相乗効果が期待できる。

今回視察を行った3町においては、それぞれ地域の特性を生かした取組によって地域の魅力向上に繋がっている。各町の主な取組としては、斜里町においては車中泊による観光客に対する取組や外国人観光客が増加しすぎることを抑えるための取組、弟子屈町においては周辺自治体との連携による広域的な情報発信や外国人に対する電話による通訳対応などの取組、安平町においては蒸気機関車やディーゼル車の観光資源化、まちの文化と歴史を伝える回遊拠点としての取組が挙げられる。

今後の道の駅の運営に当たっては、七飯町の食や文化についての更なる情報発信や、様々な観光ニーズに対応するため、外国人観光客などの個人旅行者への対応をより一層行うことを望むとともに、再度訪れたいと思う道の駅となるよう、

一層の魅力向上に取り組みれることを望むものである。また、観光振興については、七飯町への誘客と送客が円滑に行われるよう、周辺自治体とも連携し、広域的な情報発信に取り組みられることを望むものである。

議会事務局からのお願い

議長あての文書や案内状は、日程の調整をする必要がありますので直接議会事務局にお送り下さい。

- ◆送り先 七飯町本町6丁目1番1号
七飯町議会議長 あて
- ◆電話 65-5947 (直通)

第4回定例会の会議録は、4月下旬以降に議会事務局で閲覧することができます。下記の七飯町議会のページからも閲覧することができます。

<http://www.town.nanae.hokkaido.jp/hotnews/category/214.html>

定例会、臨時会出席状況一覧表

議員名	横田 有一	神崎 和枝	平松 俊一	池田 誠悦	田村 敏郎	稲垣 明美	畑中 静一	長谷川 生人	上野 武彦	坂本 繁	澤出 明宏	中島 勝也	川村 主税	中川 友規	若山 雅行	川上 弘一	青山 金助	木下 敏	開会日	
第3回臨時会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10月21日
第4回臨時会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11月25日
第4回定例会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12月11日
	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12月12日
	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12月13日

※判定 ○=出席、×=欠席、△=遅参・早退・中座、公=公務、忌=忌引